

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資信託 三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定
受益証券に係るファンドの名称】 成長型）

【届出の対象とした募集内国投資信託 継続募集額 上限1兆円
受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）（「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：Dラ安成）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成25年11月14日から平成26年11月13日までです。

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに関し取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし		
中小型株	年6回	北米			オブ・	
債券	(隔月)	欧州	ファンズ		その他	ロング・
一般	年12回	アジア			()	ショート型/ 絶対収益
公債	(毎月)	オセアニア				追求型
社債	日々	中南米				その他 ()
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				
属性		(中東)				

()	エマージング				
不動産投信					
その他資産					
(投資信託証券					
(資産複合(株					
式、債券))					
資産複合					
()					

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	

決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、各資産の指数を合成した指数をベンチマークとして、超過収益を積み上げることをめざします。

ファンドの特色

1

主として、国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンドおよび世界株式マザーファンドへの投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

2

委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマーク^(注1)として、超過収益を積み上げることを図ります。

委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA - BPI総合インデックス^(注2)42%、東証株価指数(TOPIX)^(注3)30%、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)^(注4)10%、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)^(注5)15%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。

(注1)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

(注2)NOMURA - BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA - BPI総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

(注3)東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

(注4)シティグループ世界国債インデックス(除く日本)とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。

シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、シティグループ世界国債インデックス(除く日本)をもとに、委託会社が計算したものです。

(注5)MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)は、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

3

国内債券、国内株式、外国債券、および外国株式に投資するそれぞれのマザーファンドを設定し、その運用にはベンチマークを定め、アクティブ運用により、これを上回る収益を追求します。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

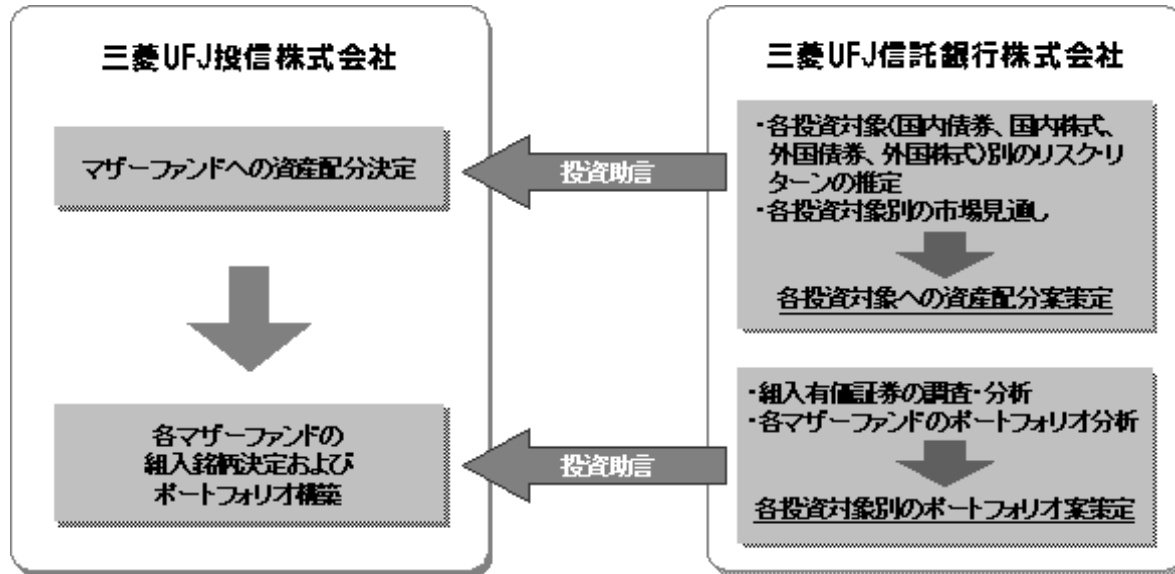
ファンド名	基本方針
国内債券マザーファンド	国内の債券を主要投資対象とし、NOMURA - BPI総合インデックスを上回る投資成果をめざします。
国内株式マザーファンド	国内の株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)を上回る投資成果をめざします。
世界債券マザーファンド	外国の債券を主要投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を上回る投資成果をめざします。
世界株式マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とし、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)を上回る投資成果をめざします。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。そのため、為替相場の変動による影響を受けます。

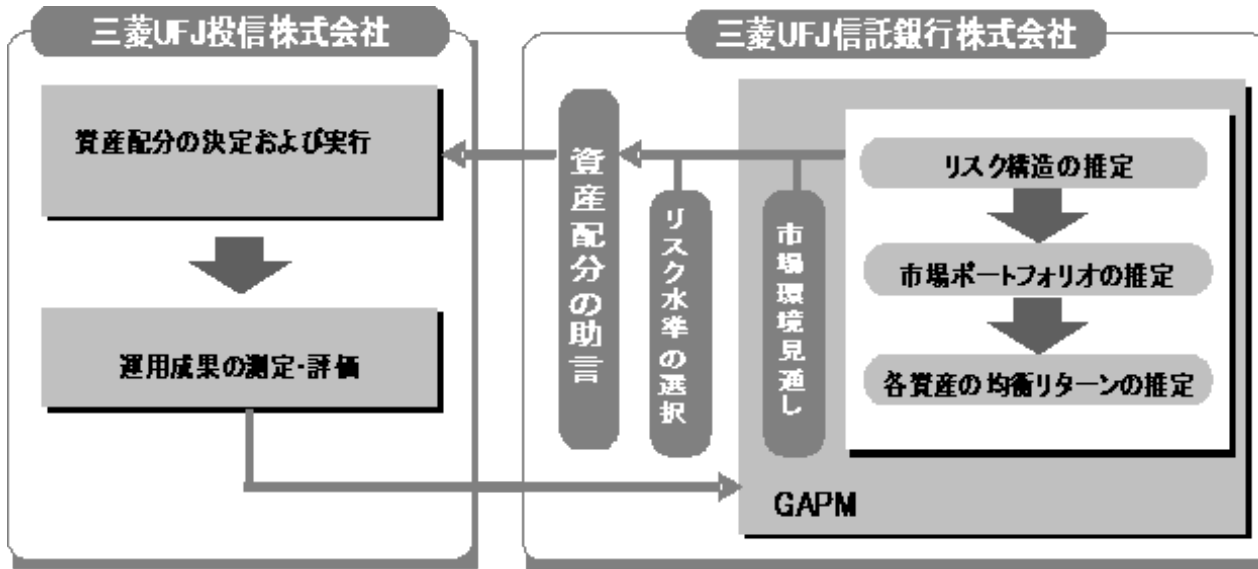
4

資産配分および各マザーファンドのポートフォリオ構築にあたりましては、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言を受けます。

投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。



(参考)ベビーファンドの資産配分助言のプロセス

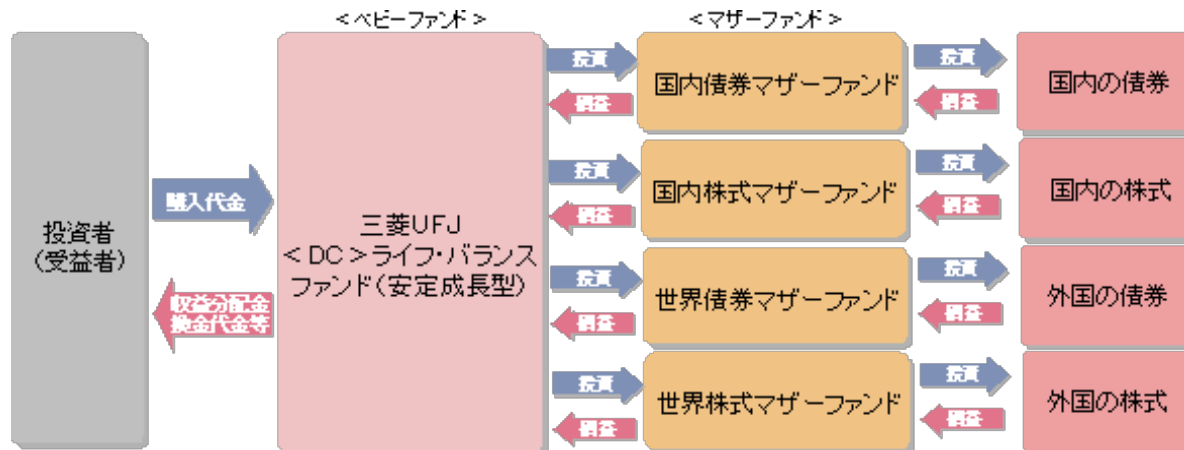


GAPM

GAPM (Global Asset Pricing Model)とは、市場均衡理論にその基礎を置く資本資産評価モデル(CAPM = Capital Asset Pricing Model)をグローバルに展開した、リスク・リターンの推計モデルです。

<ファンドの仕組み>

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



< 主な投資制限 >

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

< 分配方針 >

- ・年1回の決算時(8月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

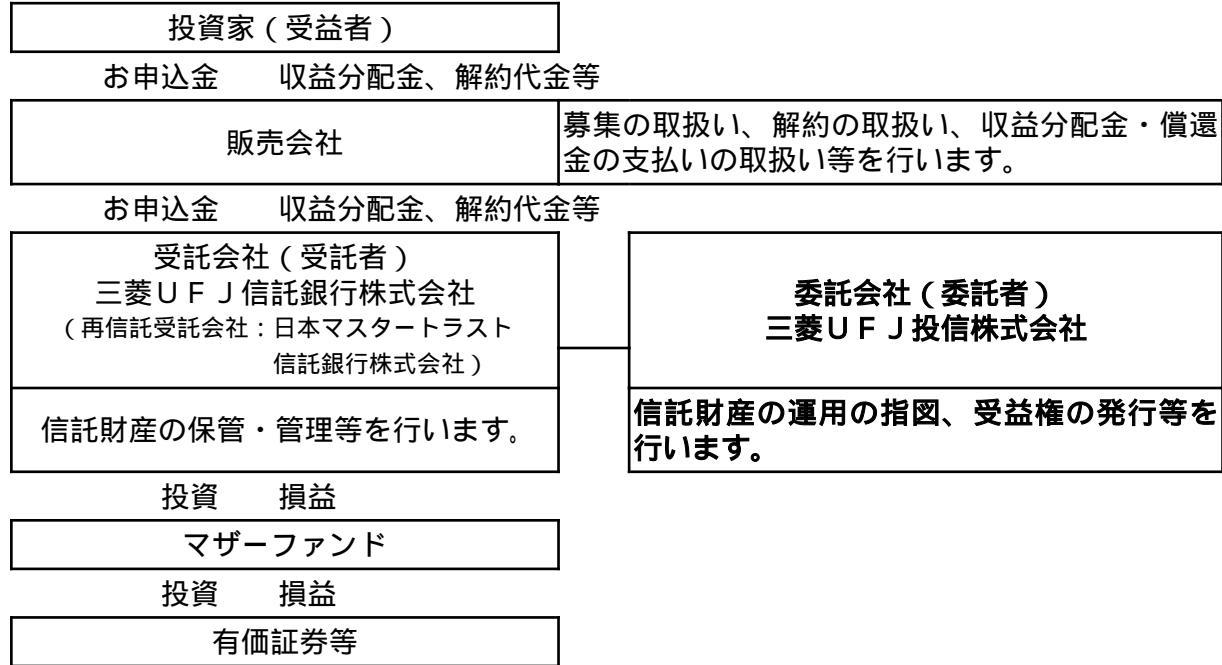
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年10月18日 設定日、信託契約締結、運用開始
 平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
 名称を「UFJパートナーズ<DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）」から「三菱UFJ<DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
-------------------------------------	---------------------------------------------------------

委託会社の概況

- ・資本金

2,000百万円(平成25年8月末現在)

- ・沿革

平成9年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成25年8月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券および世界株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券および世界株式マザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

国内債券42%、国内株式30%、外国債券10%、外国株式15%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

(注) 委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA - BPI 総合インデックス42%、東証株価指数(TOPIX)30%、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)10%、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイインデックス)(円換算ベース)15%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャー(注)のコントロールを行う場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合(信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合)は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の度合いのことをいいます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

八. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンド、世界株式マザーファンドおよび短期資産マザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。)
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。)
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

国内債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。

金利予測に基づき、デュレーション^{（注）}のリスクをベンチマーク（NOMURA - BPI総合インデックス）に対して限定的に取りつつ、残存期間構成・種別構成の変更を行うことにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

- 1．マクロ経済・市場環境等の分析に基づき、デュレーション・残存期間構成・種別構成等を決定します。
- 2．デュレーションについては、ベンチマーク比±25%程度の範囲内で、コントロールします。
- 3．残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市場環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。
- 4．セクター配分は、ヒストリカルデータ分析に、信用リスク・流動性・投資家動向等の分析を加味して決定します。

金融債、事業債、円建外債への投資は、原則としてA格以上（S&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所の内の最高格付を採用）に限定しており、またセクター内においては一つの銘柄・業種に過度のウェイトをかけず、分散を図ります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

公社債組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

(投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

国内株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を主軸としつつ、トップダウンによるリスク・コントロール(業種配分・ファクター戦略)を付加することにより、長期・安定的にベンチマーク(東証株価指数(TOPIX))を上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. わが国の金融商品取引所上場銘柄および店頭登録銘柄を対象に成長性・安全性・流動性等を勘案した組入候補銘柄群を選定したうえで、利益成長性(業績モメンタム、中期成長性)、企業の定性評価(事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略)、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。
2. 構築されたポートフォリオについては、マクロ経済・金利・株式市場等の分析に基づくセクター配分、ファクター戦略を加味して、リスク・コントロールを図ります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

世界債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

金利・為替予測に基づき、通貨別投資配分、デュレーション、残存期間構成のリスクをベンチマーク（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に対して限定的に取ることにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

- 1．各国のマクロ環境分析、市場動向分析に基づき、通貨別国別投資配分・デュレーション・残存期間構成等を決定します。
- 2．国別通貨別投資配分、デュレーションについては通貨ブロック（ドル圏、欧州圏）別のデュレーション調整後ウェイトをベンチマーク比 $\pm 50\%$ 程度の範囲内とします。
- 3．残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市況環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。

原則としてA格以上（S & P、ムーディーズの内の最高格付を採用）の公社債等に限定しており、特定の銘柄に対し、過度の集中がないように配慮します。

公社債組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産については、原則としてヘッジは行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

世界株式マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

世界各国の経済動向、株式市場動向の分析を踏まえ北米・欧州・アジアの3地域の投資配分を決定し、その上でボトムアップによる銘柄選択を行います。リスク・コントロール（国別配分・ファクター分析・信用リスク）を付加することにより長期・安定的にベンチマーク（MSCI Kokusai Index（MSCIコクサイ インデックス）（円換算ベース））を上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

1. MSCI Kokusai Index（MSCIコクサイ インデックス）採用銘柄およびインデックス採用国の中で成長性に魅力があり信用リスク上問題の無い銘柄から約1,000銘柄を投資対象銘柄として選定します。
2. 政治・経済・金利・通貨動向等マクロの環境分析、株式市場分析に基づき北米・欧州・アジアの3地域の投資配分を決定します。
3. 投資対象銘柄群の中から、利益成長性（業績モメンタム、中期成長性）、企業の定性評価（事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略）、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定します。
4. 上記により構築されたポートフォリオについては、国別ウエイト、ファクター分析、トラッキングエラー、投資対象国・投資対象銘柄制度による信用リスク等のチェックによりリスク・コントロールを図ります。

特定の銘柄や業種、国に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。ただし、外国または外国の者の発行する株券等に限りません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

短期資産マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、安定的な収益の確保を目標として運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

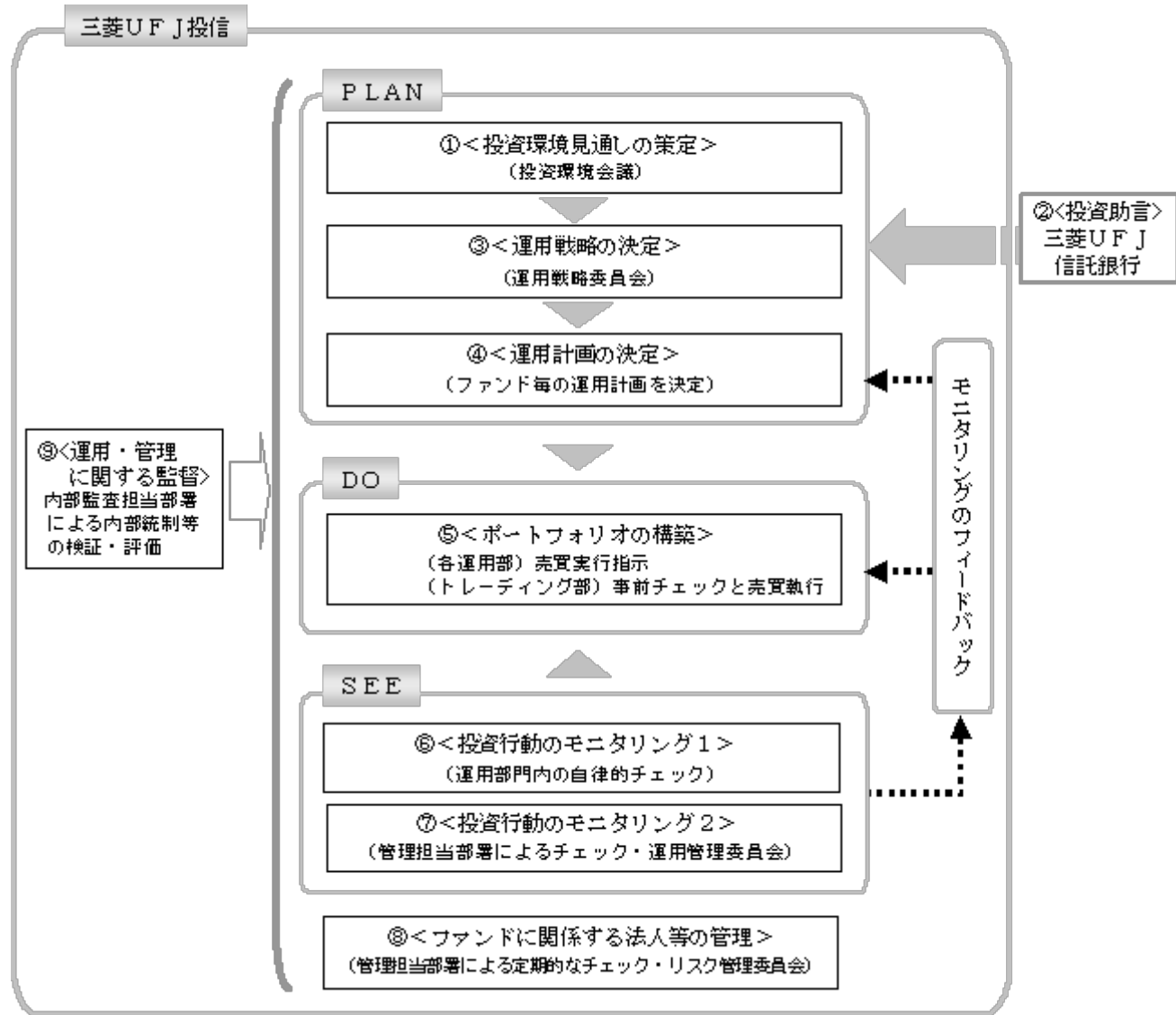
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通し、および の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。ファンドの運用体制等は平成25年11月14日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかつた利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下 において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の40以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

a . 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

c . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d . c . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ

(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

(為替変動リスク)

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けまます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。
各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.47%（税抜 年1.4%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7455% (税抜 年0.71%)	年0.6405% (税抜 年0.61%)	年0.084% (税抜 年0.08%)

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

信託財産の純資産総額 × 年1.512%

なお、上記の配分についても相応分引き上げられます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれません。

(*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場

合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成25年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年8月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	220,800,261	98.86
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,542,477	1.14
純資産総額		223,342,738	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成25年8月30日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	国内債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		72,866,761	1.2745 1.2772	92,875,218 93,065,427		41.67
日本	国内株式マザーファンド	親投資信託 受益証券		111,121,842	0.6484 0.6155	72,051,403 68,395,493		30.62
日本	世界株式マザーファンド	親投資信託 受益証券		26,646,252	1.3575 1.3220	36,172,288 35,226,345		15.77
日本	世界債券マザーファンド	親投資信託 受益証券		11,444,232	2.1154 2.1070	24,209,862 24,112,996		10.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成25年8月30日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.86
合計	98.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第3計算期間末日 (平成16年 8月16日)	43,799,536 (分配付) 43,799,536 (分配落)	9,829 (分配付) 9,829 (分配落)
第4計算期間末日 (平成17年 8月15日)	63,787,272 (分配付) 63,787,272 (分配落)	10,872 (分配付) 10,872 (分配落)
第5計算期間末日 (平成18年 8月14日)	86,861,482 (分配付) 86,861,482 (分配落)	12,266 (分配付) 12,266 (分配落)
第6計算期間末日 (平成19年 8月14日)	137,609,465 (分配付) 137,609,465 (分配落)	12,998 (分配付) 12,998 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年 8月14日)	129,954,491 (分配付) 129,954,491 (分配落)	11,630 (分配付) 11,630 (分配落)
第8計算期間末日 (平成21年 8月14日)	134,709,029 (分配付) 134,709,029 (分配落)	10,208 (分配付) 10,208 (分配落)
第9計算期間末日 (平成22年 8月16日)	145,501,615 (分配付) 145,501,615 (分配落)	9,627 (分配付) 9,627 (分配落)

第10計算期間末日 (平成23年 8月15日)	153,825,202 (分配付) 153,825,202 (分配落)	9,382 (分配付) 9,382 (分配落)
第11計算期間末日 (平成24年 8月14日)	168,533,594 (分配付) 168,533,594 (分配落)	9,442 (分配付) 9,442 (分配落)
第12計算期間末日 (平成25年 8月14日)	226,940,159 (分配付) 226,940,159 (分配落)	12,129 (分配付) 12,129 (分配落)
平成24年 8月末日	169,323,263	9,381
9月末日	169,495,623	9,468
10月末日	173,790,020	9,550
11月末日	178,732,773	9,814
12月末日	187,619,624	10,274
平成25年 1月末日	199,472,437	10,827
2月末日	203,482,261	11,003
3月末日	212,857,032	11,368
4月末日	226,166,084	12,077
5月末日	227,369,181	12,030
6月末日	219,451,019	11,855
7月末日	223,509,353	11,961
8月末日	223,342,738	11,877

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第3計算期間	1.36
第4計算期間	10.61
第5計算期間	12.82
第6計算期間	5.96
第7計算期間	10.52
第8計算期間	12.22
第9計算期間	5.69
第10計算期間	2.54
第11計算期間	0.63
第12計算期間	28.45

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第3計算期間	19,107,945	5,497,606	44,563,523
第4計算期間	17,407,305	3,298,222	58,672,606
第5計算期間	17,424,571	5,282,635	70,814,542
第6計算期間	50,389,250	15,335,216	105,868,576
第7計算期間	22,812,870	16,943,300	111,738,146
第8計算期間	30,380,456	10,158,258	131,960,344
第9計算期間	25,789,677	6,616,231	151,133,790
第10計算期間	24,056,196	11,229,991	163,959,995

第11計算期間	22,310,000	7,779,322	178,490,673
第12計算期間	23,378,535	14,756,391	187,112,817

<参考>

「国内債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成25年8月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	2,221,682,190	86.33
特殊債券	日本	203,191,000	7.90
社債券	日本	111,824,000	4.35
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		36,655,982	1.42
純資産総額		2,573,353,172	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成25年8月30日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段:帳簿価額 下段:評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第323回利付国債(2年)	国債証券		355,000	99.99 99.9930	354,975,150 354,975,150	0.100000 2014/12/15	13.79
日本	第103回利付国債(5年)	国債証券		169,000	100.44 100.4400	169,757,120 169,743,600	0.300000 2017/03/20	6.60
日本	第325回利付国債(10年)	国債証券		142,000	100.77 101.1080	143,093,400 143,573,360	0.800000 2022/09/20	5.58
日本	第315回利付国債(10年)	国債証券		110,000	104.58 104.7790	115,041,300 115,256,900	1.200000 2021/06/20	4.48
日本	第77回利付国債(20年)	国債証券		102,000	112.15 112.4420	114,396,060 114,690,840	2.000000 2025/03/20	4.46
日本	第7回東日本旅客鉄道	社債券		100,000	111.97 111.8240	111,978,000 111,824,000	3.300000 2017/08/25	4.35
日本	第28回中日本高速道路	特殊債券		100,000	101.64 101.7080	101,640,000 101,708,000	0.782000 2018/03/20	3.95
日本	第3回緑資源債券(財投機関債)	特殊債券		100,000	101.57 101.4830	101,570,000 101,483,000	1.710000 2014/09/25	3.94
日本	第102回利付国債(5年)	国債証券		93,000	100.45 100.4750	93,423,450 93,441,750	0.300000 2016/12/20	3.63
日本	第106回利付国債(5年)	国債証券		90,000	99.91 99.9790	89,926,200 89,981,100	0.200000 2017/09/20	3.50
日本	第99回利付国債(5年)	国債証券		84,000	100.77 100.7880	84,649,470 84,661,920	0.400000 2016/09/20	3.29
日本	第140回利付国債(20年)	国債証券		83,000	100.39 101.3850	83,330,290 84,149,550	1.700000 2032/09/20	3.27
日本	第110回利付国債(20年)	国債証券		71,000	110.59 111.4240	78,523,870 79,111,040	2.100000 2029/03/20	3.07
日本	第299回利付国債(10年)	国債証券		74,000	105.54 105.5090	78,104,780 78,076,660	1.300000 2019/03/20	3.03
日本	第88回利付国債(20年)	国債証券		66,000	115.27 115.7300	76,081,500 76,381,800	2.300000 2026/06/20	2.97
日本	第28回利付国債(30年)	国債証券		62,000	114.27 115.7580	70,851,740 71,769,960	2.500000 2038/03/20	2.79
日本	第312回利付国債(10年)	国債証券		62,000	104.71 104.8900	64,920,820 65,031,800	1.200000 2020/12/20	2.53
日本	第109回利付国債(5年)	国債証券		63,000	99.29 99.3930	62,553,600 62,617,590	0.100000 2018/03/20	2.43
日本	第310回利付国債(10年)	国債証券		60,000	103.47 103.6140	62,082,000 62,168,400	1.000000 2020/09/20	2.42
日本	第35回利付国債(30年)	国債証券		55,000	103.98 105.3970	57,190,020 57,968,350	2.000000 2041/09/20	2.25
日本	第321回利付国債(10年)	国債証券		51,000	102.77 103.0410	52,412,700 52,550,910	1.000000 2022/03/20	2.04
日本	第294回利付国債(10年)	国債証券		48,000	106.88 106.8950	51,306,720 51,309,600	1.700000 2018/06/20	1.99
日本	第119回利付国債(20年)	国債証券		43,000	104.74 105.5820	45,039,060 45,400,260	1.800000 2030/06/20	1.76
日本	第121回利付国債(20年)	国債証券		41,000	105.95 106.7340	43,440,320 43,760,940	1.900000 2030/09/20	1.70

日本	第32回利付国債(30年)	国債証券		34,000	110.48 111.9980	37,565,580 38,079,320	2.300000 2040/03/20	1.48
日本	第44回利付国債(20年)	国債証券		28,000	113.59 113.5690	31,807,440 31,799,320	2.500000 2020/03/20	1.24
日本	第319回利付国債(10年)	国債証券		30,000	103.65 103.9100	31,095,600 31,173,000	1.100000 2021/12/20	1.21
日本	第5回利付国債(40年)	国債証券		26,000	103.26 104.1950	26,848,120 27,090,700	2.000000 2052/03/20	1.05
日本	第298回利付国債(10年)	国債証券		22,000	105.36 105.3770	23,179,640 23,182,940	1.300000 2018/12/20	0.90
日本	第35回利付国債(20年)	国債証券		20,000	111.21 111.0210	22,242,600 22,204,200	3.300000 2017/03/20	0.86

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年8月30日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
国債証券	86.33
特殊債券	7.90
社債券	4.35
合計	98.58

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考 >

「国内株式マザーファンド」

(1) 投資状況

平成25年8月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	1,813,804,900	98.81
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		21,821,979	1.19
純資産総額		1,835,626,879	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成25年8月30日現在

国 / 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段: 帳簿価額 下段: 評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	16,500	6,230.00 5,940.00	102,795,000 98,010,000		5.34
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	136,500	611.00 576.00	83,401,500 78,624,000		4.28
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	11,900	4,560.00 4,350.00	54,264,000 51,765,000		2.82
日本	カカコム	株式	サービス業	24,400	1,927.50 1,804.00	47,031,000 44,017,600		2.40
日本	東京海上ホールディングス	株式	保険業	14,200	3,180.00 3,035.00	45,156,000 43,097,000		2.35
日本	三井物産	株式	卸売業	30,600	1,368.84 1,369.00	41,886,686 41,891,400		2.28
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	10,100	3,735.00 3,545.00	37,723,500 35,804,500		1.95
日本	ビジョン	株式	その他製品	7,800	4,710.00 4,530.00	36,738,000 35,334,000		1.92
日本	東京建物	株式	不動産業	39,000	874.00 839.00	34,086,000 32,721,000		1.78
日本	リンナイ	株式	金属製品	4,700	6,890.00 6,870.00	32,383,000 32,289,000		1.76
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	160,700	210.00 200.00	33,747,000 32,140,000		1.75

日本	オリックス	株式	その他金融業	23,200	1,411.00 1,354.00	32,735,200 31,412,800		1.71
日本	三井不動産	株式	不動産業	10,000	3,090.00 3,105.00	30,900,000 31,050,000		1.69
日本	KDDI	株式	情報・通信業	6,500	5,320.00 4,695.00	34,580,000 30,517,500		1.66
日本	マツダ	株式	輸送用機器	73,000	418.00 395.00	30,514,000 28,835,000		1.57
日本	シスメックス	株式	電気機器	5,000	6,070.00 5,710.00	30,350,000 28,550,000		1.56
日本	荏原製作所	株式	機械	54,000	528.94 524.00	28,562,772 28,296,000		1.54
日本	日本たばこ産業	株式	食料品	8,400	3,465.00 3,335.00	29,106,000 28,014,000		1.53
日本	信越化学工業	株式	化学	4,500	6,260.00 5,930.00	28,170,000 26,685,000		1.45
日本	日本特殊陶業	株式	ガラス・土石製品	14,000	2,020.00 1,903.00	28,280,000 26,642,000		1.45
日本	オムロン	株式	電気機器	8,400	3,120.00 3,080.00	26,208,000 25,872,000		1.41
日本	シップヘルスケアホールディングス	株式	卸売業	7,200	3,680.00 3,560.00	26,496,000 25,632,000		1.40
日本	三菱地所	株式	不動産業	10,000	2,607.00 2,560.00	26,070,000 25,600,000		1.39
日本	日立製作所	株式	電気機器	43,000	641.00 593.00	27,563,000 25,499,000		1.39
日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	7,600	3,500.00 3,230.00	26,600,000 24,548,000		1.34
日本	日本電信電話	株式	情報・通信業	4,900	5,080.00 4,995.00	24,892,000 24,475,500		1.33
日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	3,900	6,315.30 6,190.00	24,629,676 24,141,000		1.32
日本	富士重工業	株式	輸送用機器	10,000	2,453.00 2,389.00	24,530,000 23,890,000		1.30
日本	ヤマトホールディングス	株式	陸運業	11,300	2,188.00 2,114.00	24,724,400 23,888,200		1.30
日本	藤森工業	株式	化学	7,900	2,969.00 3,000.00	23,455,100 23,700,000		1.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年8月30日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
株式	
建設業	2.39
食料品	1.97
繊維製品	0.53
化学	6.66
医薬品	3.65
石油・石炭製品	0.90
ゴム製品	1.34
ガラス・土石製品	1.78
鉄鋼	2.24
非鉄金属	0.88
金属製品	1.76
機械	7.26
電気機器	13.28
輸送用機器	10.84
精密機器	2.16
その他製品	2.27
陸運業	2.90
情報・通信業	5.09
卸売業	3.68
小売業	3.12
銀行業	9.42
証券、商品先物取引業	0.48
保険業	2.35
その他金融業	1.71
不動産業	4.87
サービス業	5.31
合計	98.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

< 参考 >

「世界債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成25年8月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	244,311,051	40.47
	ベルギー	101,079,654	16.74
	ドイツ	75,419,861	12.49
	フランス	74,866,347	12.40
	イギリス	44,697,319	7.40
	カナダ	13,728,347	2.27
	オーストラリア	8,761,372	1.45
	メキシコ	6,084,051	1.01
	デンマーク	5,116,923	0.85
	ポーランド	4,347,697	0.72
	スウェーデン	3,715,411	0.62
	スイス	2,408,529	0.40
	シンガポール	2,336,569	0.39
ノルウェー	1,564,207	0.26	
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		15,268,130	2.53
純資産総額		603,705,468	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成25年8月30日現在

国 / 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額		利率 (%)	投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
アメリカ	3.125 T-NOTE 170131	国債証券		674,000.00	10,612.12	71,525,701	3.125000	11.77
アメリカ	3.25 T-NOTE 160531	国債証券		492,000.00	10,544.8835	71,072,515	2017/01/31	8.57
ベルギー	3.25 BEL GOVT 160928	国債証券		359,000.00	14,038.63	50,398,709	2016/05/31	8.32
アメリカ	4 T-NOTE 150215	国債証券		254,000.00	10,398.87	26,413,154	2016/09/28	4.36
ドイツ	4.25 BUND 180704	国債証券		166,000.00	10,371.2167	26,342,890	2015/02/15	4.16
アメリカ	3.75 T-NOTE 181115	国債証券		201,000.00	15,222.75	25,269,771	2018/07/04	3.62
フランス	2.25 BTAN 160225	国債証券		158,000.00	15,131.9344	25,119,011	2018/11/15	3.56
ドイツ	0.25 SCHATS 150313	国債証券		160,000.00	10,972.17	22,054,066	2016/02/25	3.46
アメリカ	1.875 T-NOTE 200630	国債証券		214,000.00	10,868.0115	21,844,702	2015/03/13	3.42
ベルギー	4.25 BEL GOVT 410328	国債証券		140,000.00	13,044.18	20,870,699	2020/06/30	3.32
フランス	3.75 O.A.T 191025	国債証券		135,000.00	13,038.9776	20,862,364	2041/03/28	3.29
ベルギー	4.25 BEL GOVT 210928	国債証券		120,000.00	9,751.85	20,868,971	2019/10/25	2.96
アメリカ	3.625 T-NOTE 210215	国債証券		150,000.00	9,661.1804	20,674,925	2021/09/28	2.67
フランス	3.75 O.A.T 210425	国債証券		106,000.00	14,754.36	20,656,116	2021/02/15	2.58
フランス	5.5 O.A.T 290425	国債証券		90,000.00	14,335.5168	20,069,723	2021/04/25	2.53
アメリカ	4.375 T-BOND 380215	国債証券		130,000.00	14,837.17	20,030,189	2029/04/25	2.39

ドイツ	2.25 BUND 210904	国債証券	100,000.00	13,915.49 13,770.9264	13,915,492 13,770,926	2.250000 2021/09/04	2.28
ベルギー	3.75 BEL GOVT 150928	国債証券	93,000.00	13,957.82 13,910.9344	12,980,773 12,937,168	3.750000 2015/09/28	2.14
アメリカ	2.75 T-BOND 420815	国債証券	146,000.00	8,130.06 8,131.6056	11,869,898 11,872,143	2.750000 2042/08/15	1.97
イギリス	4 GILT 160907	国債証券	65,000.00	16,797.53 16,737.2631	10,918,395 10,879,221	4.000000 2016/09/07	1.80
アメリカ	2 T-NOTE 230215	国債証券	110,000.00	9,343.43 9,250.4506	10,277,774 10,175,495	2.000000 2023/02/15	1.69
イギリス	4.25 GILT 360307	国債証券	55,000.00	17,281.97 17,208.7353	9,505,085 9,464,804	4.250000 2036/03/07	1.57
カナダ	3.75 CAN GOVT 190601	国債証券	91,000.00	10,230.55 10,173.2217	9,309,801 9,257,631	3.750000 2019/06/01	1.53
オーストラリア	5.25 AUST GOVT 190315	国債証券	91,000.00	9,738.53 9,627.8822	8,862,067 8,761,372	5.250000 2019/03/15	1.45
イギリス	4.25 GILT 551207	国債証券	48,000.00	17,701.56 17,718.3525	8,496,752 8,504,809	4.250000 2055/12/07	1.41
ドイツ	4.25 BUND 390704	国債証券	44,000.00	17,436.52 16,958.5504	7,672,073 7,461,762	4.250000 2039/07/04	1.24
ドイツ	4 BUND 370104	国債証券	42,000.00	16,461.77 16,118.5024	6,913,944 6,769,771	4.000000 2037/01/04	1.12
イギリス	3.75 GILT 200907	国債証券	39,000.00	17,083.61 16,908.9156	6,662,611 6,594,477	3.750000 2020/09/07	1.09
メキシコ	6.5 MEXICAN BONOS 210610	国債証券	810,000.00	772.21 751.1174	6,254,970 6,084,051	6.500000 2021/06/10	1.01
デンマーク	7 DMK GOVT 241110	国債証券	195,000.00	2,673.64 2,624.0634	5,213,617 5,116,923	7.000000 2024/11/10	0.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年8月30日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	97.47
合計	97.47

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考 >

「世界株式マザーファンド」

(1) 投資状況

平成25年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	665,204,565	64.83
	イギリス	90,442,045	8.81
	スウェーデン	61,575,921	6.00
	オーストラリア	42,151,527	4.11
	スイス	33,579,636	3.27
	フランス	23,448,060	2.29
	ベルギー	17,214,524	1.68
	スペイン	15,875,396	1.55
	ドイツ	15,870,811	1.55
	香港	13,918,937	1.36
	デンマーク	13,587,014	1.32
	イタリア	7,713,542	0.75
	シンガポール	6,723,699	0.66
	フィンランド	5,920,671	0.58
	ギリシャ	5,282,860	0.51
投資証券	オーストラリア	1,737,035	0.17
	シンガポール	33,816	0.00

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		5,770,530	0.56
純資産総額		1,026,050,589	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成25年8月30日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）		
アメリカ	TRIPADVISOR INC	株式	小売	3,360	7,797.98 7,296.34	26,201,215 24,515,718		2.39
アメリカ	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	464	45,761.99 48,366.56	21,233,563 22,442,085		2.19
アメリカ	HARLEY-DAVIDSON INC	株式	自動車・ 自動車部品	3,595	5,774.71 5,901.60	20,760,102 21,216,252		2.07
アメリカ	MARKEL CORP	株式	保険	410	52,267.52 50,450.81	21,429,683 20,684,832		2.02
アメリカ	M & T BANK CORP	株式	銀行	1,685	11,632.05 11,194.35	19,600,010 18,862,482		1.84
アメリカ	FIRST REPUBLIC BANK/CA	株式	銀行	4,225	4,378.00 4,376.03	18,497,065 18,488,753		1.80
アメリカ	GOOGLE INC-CL A	株式	ソフトウェア・ サービス	215	88,186.62 84,110.58	18,960,124 18,083,776		1.76
アメリカ	ORACLE CORP	株式	ソフトウェア・ サービス	5,715	3,245.88 3,118.01	18,550,204 17,819,438		1.74
アメリカ	PFIZER INC	株式	医薬品・パイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	6,413	2,885.88 2,763.91	18,507,163 17,724,993		1.73
スウェー デン	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	株式	銀行	4,100	4,483.46 4,267.12	18,382,186 17,495,192		1.71
アメリカ	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	株式	保険	1,535	11,597.62 11,015.33	17,802,358 16,908,541		1.65
アメリカ	WELLPOINT INC	株式	ヘルスケア機器・ サービス	1,970	8,601.58 8,405.84	16,945,116 16,559,515		1.61
アメリカ	WAL-MART STORES INC	株式	食品・生活必需品 小売り	2,320	7,659.29 7,124.21	17,769,560 16,528,178		1.61
アメリカ	EXXON MOBIL CORP	株式	エネルギー	1,895	8,996.98 8,583.87	17,049,294 16,266,447		1.59
アメリカ	EOG RESOURCES INC	株式	エネルギー	1,035	15,070.71 15,451.37	15,598,194 15,992,170		1.56
アメリカ	US BANCORP	株式	銀行	4,380	3,699.31 3,551.77	16,203,019 15,556,794		1.52
アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	食品・飲料・ タバコ	1,870	8,731.41 8,250.43	16,327,750 15,428,316		1.50
アメリカ	PROGRESSIVE CORP	株式	保険	6,140	2,553.42 2,477.68	15,678,033 15,213,006		1.48
スウェー デン	ATLAS COPCO AB-A SHS	株式	資本財	5,690	2,539.38 2,667.69	14,449,094 15,179,190		1.48
アメリカ	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・ サービス	4,560	3,106.20 3,299.97	14,164,312 15,047,899		1.47
スウェー デン	INVESTOR AB-B SHS	株式	各種金融	5,140	2,986.98 2,887.02	15,353,097 14,839,282		1.45
アメリカ	WATERS CORP	株式	医薬品・パイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	1,455	10,054.35 9,730.75	14,629,092 14,158,248		1.38
フランス	TOTAL SA	株式	エネルギー	2,412	5,226.53 5,536.50	12,606,393 13,354,043		1.30
スイス	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・ タバコ	2,055	6,877.73 6,407.23	14,133,748 13,166,874		1.28
アメリカ	FASTENAL CO	株式	資本財	2,980	4,822.59 4,373.08	14,371,320 13,031,795		1.27
アメリカ	SCHLUMBERGER LTD	株式	エネルギー	1,555	8,087.15 8,026.17	12,575,532 12,480,703		1.22
アメリカ	PEPSICO INC	株式	食品・飲料・ タバコ	1,570	8,365.51 7,802.89	13,133,863 12,250,551		1.19
アメリカ	TJX COMPANIES INC	株式	小売	2,340	5,287.83 5,213.08	12,373,530 12,198,607		1.19
アメリカ	AUTOMATIC DATA PROCESSING	株式	ソフトウェア・ サービス	1,705	7,105.52 7,013.06	12,114,922 11,957,280		1.17
アメリカ	DONALDSON CO INC	株式	資本財	3,290	3,627.51 3,532.10	11,934,530 11,620,634		1.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年8月30日現在

種類 / 業種別		投資比率 (%)
株式	エネルギー	8.36
	素材	7.62
	資本財	9.57
	商業・専門サービス	1.82
	運輸	1.28
	自動車・自動車部品	2.84
	耐久消費財・アパレル	1.30
	消費者サービス	0.25
	小売	6.66
	食品・生活必需品小売り	3.63
	食品・飲料・タバコ	6.47
	家庭用品・パーソナル用品	1.66
	ヘルスケア機器・サービス	4.27
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.88
	銀行	9.68
	各種金融	7.87
	保険	6.48
	不動産	0.51
	ソフトウェア・サービス	7.11
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.43
	電気通信サービス	0.50
	半導体・半導体製造装置	2.08
	小計	99.27
	投資証券	
合計		99.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考 >

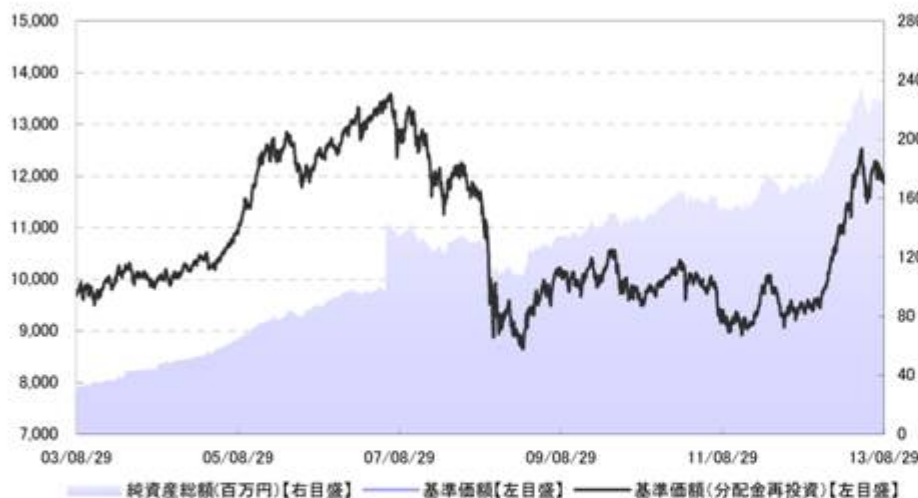
「短期資産マザーファンド」

当ファンドは、当該マザーファンドへの投資を行っていないため記載を省略しております。

[参考情報]

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(2003年8月29日～2013年8月30日)



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもとして計算

2 分配の推移

2013年 8月	0円
2012年 8月	0円
2011年 8月	0円
2010年 8月	0円
2009年 8月	0円
2008年 8月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況(2013年8月30日現在)

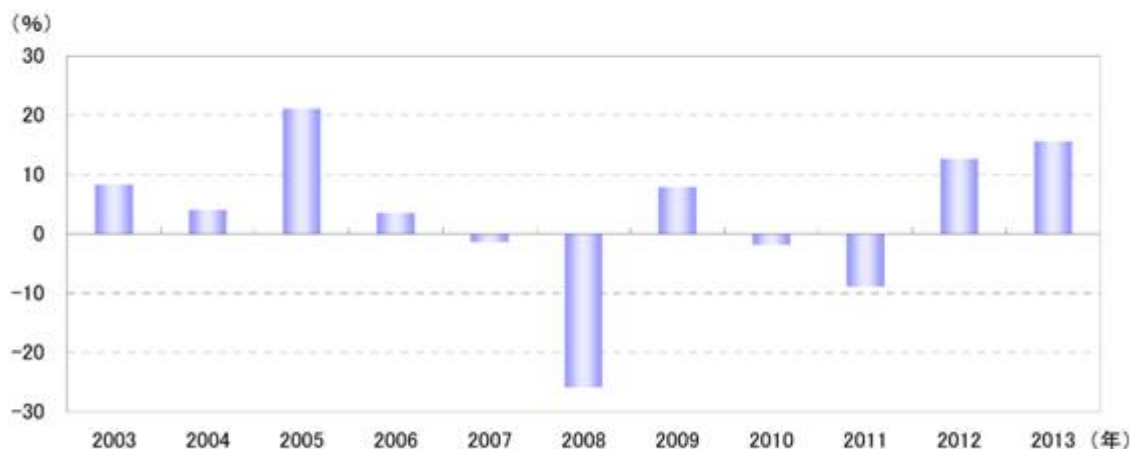
資産別構成	比率
国内株式	30.3%
国内債券	41.1%
外国株式	15.7%
外国債券	10.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.4%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
円	73.7%
アメリカドル	14.4%
ユーロ	6.0%
イギリスポンド	2.2%
オーストラリアドル	1.0%
スウェーデンクローネ	1.0%
スイスフラン	0.6%
デンマーククローネ	0.3%
その他	0.8%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.6%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.3%
三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	日本	0.9%
カカコム	株式	サービス業	日本	0.7%
東京海上ホールディングス	株式	保険業	日本	0.7%
第323回利付国債(2年)	債券	国債	日本	5.7%
第103回利付国債(5年)	債券	国債	日本	2.7%
第325回利付国債(10年)	債券	国債	日本	2.3%
第315回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.9%
第77回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1.9%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(REITを含む)の組み入れがある場合、株式に含めて表示

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2013年は8月30日までの収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込価額の照会方法	申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

その他	<p>委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。</p> <p>委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。</p> <p>受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認ください。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p>

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	<p>平成13年10月18日から無期限</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年8月15日から翌年8月14日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金(解約)請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成24年8月15日から平成25年8月14日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 11 期 [平成24年8月14日現在]	第 12 期 [平成25年8月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,217,910	4,015,094
親投資信託受益証券	165,744,708	224,535,561
未収入金	800,000	-
未収利息	7	6
流動資産合計	169,762,625	228,550,661
資産合計	169,762,625	228,550,661
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	70,057	91,803
未払委託者報酬	1,155,881	1,514,626
その他未払費用	3,093	4,073
流動負債合計	1,229,031	1,610,502
負債合計	1,229,031	1,610,502
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 178,490,673	¹ 187,112,817
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 9,957,079	² 39,827,342
(分配準備積立金)	12,575,283	26,060,579
元本等合計	168,533,594	226,940,159
純資産合計	168,533,594	226,940,159
負債純資産合計	169,762,625	228,550,661

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 11 期		第 12 期	
	自 平成23年 8月16日	至 平成24年 8月14日	自 平成24年 8月15日	至 平成25年 8月14日
営業収益				
受取利息		2,102		2,353
有価証券売買等損益		3,464,589		52,330,853
営業収益合計		3,466,691		52,333,206
営業費用				
受託者報酬		135,429		167,901
委託者報酬		2,234,495		2,770,184
その他費用		5,964		7,434
営業費用合計		2,375,888		2,945,519
営業利益		1,090,803		49,387,687
経常利益		1,090,803		49,387,687
当期純利益		1,090,803		49,387,687
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		6,301		2,023,764
期首剰余金又は期首欠損金 ()		10,134,793		9,957,079
剰余金増加額又は欠損金減少額		484,231		2,420,498
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		484,231		737,301
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		1,683,197
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,391,019		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,391,019		-
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金 ()		9,957,079		39,827,342

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第 11 期 [平成24年8月14日現在]	第 12 期 [平成25年8月14日現在]
1 期首元本額	163,959,995円	178,490,673円
期中追加設定元本額	22,310,000円	23,378,535円
期中一部解約元本額	7,779,322円	14,756,391円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	9,957,079円	
3 受益権の総数	178,490,673口	187,112,817口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9442円 (9,442円)	1.2129円 (12,129円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 11 期（自 平成23年8月16日 至 平成24年8月14日）

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	1,032,364円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	36,632,835円
分配準備積立金額	D	11,542,919円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,208,118円
当ファンドの期末残存口数	F	178,490,673口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,756円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第 12 期（自 平成24年8月15日 至 平成25年8月14日）

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	3,462,164円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,989,770円
収益調整金額	C	40,014,182円
分配準備積立金額	D	11,608,645円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,074,761円
当ファンドの期末残存口数	F	187,112,817口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,531円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 11 期 (自 平成23年 8月16日 至 平成24年 8月14日)	第 12 期 (自 平成24年 8月15日 至 平成25年 8月14日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 11 期 [平成24年8月14日現在]	第 12 期 [平成25年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 11 期 [平成24年8月14日現在]	第 12 期 [平成25年8月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,830,249	43,246,452
合計	2,830,249	43,246,452

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	70,724,320	90,145,218	
	国内株式マザーファンド	111,920,461	72,580,418	
	世界債券マザーファンド	11,334,781	23,979,862	
	世界株式マザーファンド	27,867,450	37,830,063	
	親投資信託受益証券 小計	221,847,012	224,535,561	
	合計	221,847,012	224,535,561	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「国内債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「世界債券マザーファンド」、「世界株式マザーファンド」および「短期資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら親投資信託の受益証券です。

なお、これら親投資信託の状況は次の通りです。

[次へ](#)

「国内債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,802,212	42,218,968
国債証券	1,652,017,810	2,147,674,270
特殊債券	303,721,000	203,153,000
社債券	98,424,000	111,880,000
未収利息	7,157,947	8,885,654
前払費用	818,641	847,883
流動資産合計	2,070,941,610	2,514,659,775
資産合計	2,070,941,610	2,514,659,775
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	1,639,803,579	1,972,967,920
剰余金		
剰余金又は欠損金()	431,138,031	541,691,855
元本等合計	2,070,941,610	2,514,659,775
純資産合計	2,070,941,610	2,514,659,775
負債純資産合計	2,070,941,610	2,514,659,775

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 期首	平成23年8月16日	平成24年8月15日
期首元本額	1,895,644,579円	1,639,803,579円
期首からの追加設定元本額	247,145,103円	554,322,498円
期首からの一部解約元本額	502,986,103円	221,158,157円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	463,299,570円	493,138,473円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	217,963,444円	256,328,586円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	127,460,368円	162,690,305円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	132,991,903円	170,465,175円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	176,461,668円	194,408,687円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	143,904,136円	189,071,700円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	96,281,228円	131,536,693円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	47,108,779円	59,927,586円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	52,189,154円	70,724,320円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	24,302,229円	33,688,908円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	19,497,159円	29,485,145円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	71,340,226円	79,497,677円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	39,119,343円	58,899,438円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	27,884,372円	43,105,227円
（合計）	1,639,803,579円	1,972,967,920円
2 受益権の総数	1,639,803,579口	1,972,967,920口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2629円 (12,629円)	1.2746円 (12,746円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	（自平成23年8月16日 至平成24年8月14日）	（自平成24年8月15日 至平成25年8月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

(有価証券関係に関する注記)
 売買目的有価証券

種 類	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,290,630	2,559,950
特殊債券	73,000	57,000
社債券	107,000	98,000
合計	2,256,630	2,404,950

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項
 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第323回利付国債(2年)	355,000,000	354,975,150	
	第99回利付国債(5年)	21,000,000	21,161,700	
	第102回利付国債(5年)	33,000,000	33,142,560	
	第103回利付国債(5年)	169,000,000	169,662,480	
	第106回利付国債(5年)	90,000,000	89,908,200	
	第109回利付国債(5年)	93,000,000	92,323,890	
	第5回利付国債(40年)	26,000,000	27,091,480	
	第294回利付国債(10年)	48,000,000	51,281,760	
	第298回利付国債(10年)	22,000,000	23,175,460	
	第299回利付国債(10年)	74,000,000	78,047,800	
	第309回利付国債(10年)	19,000,000	19,806,740	
	第310回利付国債(10年)	60,000,000	62,034,000	
	第312回利付国債(10年)	62,000,000	64,890,440	
	第315回利付国債(10年)	110,000,000	114,986,300	
	第319回利付国債(10年)	30,000,000	31,080,900	
	第321回利付国債(10年)	51,000,000	52,388,220	
	第325回利付国債(10年)	177,000,000	178,359,360	
	第28回利付国債(30年)	62,000,000	71,468,640	
	第32回利付国債(30年)	34,000,000	37,909,320	
	第35回利付国債(30年)	50,000,000	52,453,000	
	第35回利付国債(20年)	20,000,000	22,230,800	
	第44回利付国債(20年)	28,000,000	31,776,360	
	第77回利付国債(20年)	102,000,000	114,437,880	
	第88回利付国債(20年)	66,000,000	76,155,420	
	第110回利付国債(20年)	71,000,000	78,669,420	
	第119回利付国債(20年)	43,000,000	45,220,950	
	第121回利付国債(20年)	41,000,000	43,617,030	
第124回利付国債(20年)	10,000,000	10,762,200		
第129回利付国債(20年)	20,000,000	20,815,200		
第140回利付国債(20年)	77,000,000	77,841,610		
	国債証券 小計	2,064,000,000	2,147,674,270	
特殊債券	第28回中日本高速道路	100,000,000	101,609,000	
	第3回緑資源債券(財投機関債)	100,000,000	101,544,000	
	特殊債券 小計	200,000,000	203,153,000	
社債券	第7回東日本旅客鉄道	100,000,000	111,880,000	
	社債券 小計	100,000,000	111,880,000	
	合計	2,364,000,000	2,462,707,270	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「国内株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,788,684	8,149,190
株式	1,518,471,000	1,942,873,000
未収入金	26,478,770	
未収配当金	1,879,300	1,554,300
未収利息	10	14
流動資産合計	1,551,617,764	1,952,576,504
資産合計	1,551,617,764	1,952,576,504
負債の部		
流動負債		
未払金	25,996,857	
流動負債合計	25,996,857	
負債合計	25,996,857	
純資産の部		
元本等		
元本	1 3,847,284,475	3,010,832,184
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2 2,321,663,568	1,058,255,680
元本等合計	1,525,620,907	1,952,576,504
純資産合計	1,525,620,907	1,952,576,504
負債純資産合計	1,551,617,764	1,952,576,504

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 期首	平成23年8月16日	平成24年8月15日
期首元本額	3,545,751,490円	3,847,284,475円
期首からの追加設定元本額	1,011,949,529円	443,068,459円
期首からの一部解約元本額	710,416,544円	1,279,520,750円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	556,642,897円	385,304,009円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	546,213,859円	406,089,024円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	495,309,968円	400,738,567円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	722,326,780円	573,918,388円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	209,453,893円	151,441,083円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	312,425,275円	239,553,299円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	343,458,629円	281,120,801円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	56,868,069円	46,868,288円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	130,639,496円	111,920,461円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	95,133,715円	83,099,598円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	105,326,142円	99,337,016円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	87,939,091円	64,761,961円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	85,219,542円	74,718,358円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	100,327,119円	91,961,331円
（合計）	3,847,284,475円	3,010,832,184円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,321,663,568円	1,058,255,680円
3 受益権の総数	3,847,284,475口	3,010,832,184口
4 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.3965円 (3,965円)	0.6485円 (6,485円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	（自平成23年8月16日 至平成24年8月14日）	（自平成24年8月15日 至平成25年8月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象としております。株式の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

(有価証券関係に関する注記)
売買目的有価証券

種 類	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,800,507	22,159,212
合計	2,800,507	22,159,212

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

コード	銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
	銘 柄 名		単 価	金 額	
1802	大林組	34,000	584	19,856,000	
1808	長谷工コーポレーション	99,500	128	12,736,000	
1812	鹿島建設	38,000	366	13,908,000	
2531	宝ホールディングス	11,000	823	9,053,000	
2914	日本たばこ産業	8,400	3,525	29,610,000	
3402	東レ	16,000	644	10,304,000	
3941	レンゴー	29,000	551	15,979,000	
4063	信越化学工業	4,500	6,390	28,755,000	
4091	大陽日酸	27,000	706	19,062,000	
4204	積水化学工業	15,000	1,013	15,195,000	
4205	日本ゼオン	16,000	1,184	18,944,000	
4901	富士フイルムホールディングス	9,600	2,256	21,657,600	
6988	日東電工	3,200	5,600	17,920,000	
7917	藤森工業	7,900	3,335	26,346,500	
8113	ユニ・チャーム	3,800	5,520	20,976,000	
4507	塩野義製薬	11,000	1,978	21,758,000	
4527	ロート製薬	11,000	1,429	15,719,000	
4536	参天製薬	4,300	4,675	20,102,500	
4555	沢井製薬	1,400	13,540	18,956,000	
5007	コスモ石油	81,000	204	16,524,000	
5108	ブリヂストン	7,600	3,500	26,600,000	
5288	ジャパンパイル	8,500	698	5,933,000	
5334	日本特殊陶業	14,000	1,999	27,986,000	
5401	新日鐵住金	39,000	306	11,934,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	4,300	2,416	10,388,800	
5486	日立金属	12,000	1,170	14,040,000	
5711	三菱マテリアル	42,000	403	16,926,000	
5947	リンナイ	4,700	6,810	32,007,000	
6113	アマダ	19,000	762	14,478,000	
6301	小松製作所	9,400	2,304	21,657,600	
6361	荏原製作所	43,000	537	23,091,000	
6383	ダイフク	21,000	977	20,517,000	
6395	タダノ	17,000	1,463	24,871,000	
6409	キトー	8,800	1,445	12,716,000	
6460	セガサミーホールディングス	7,400	2,274	16,827,600	
7011	三菱重工業	16,000	570	9,120,000	
6501	日立製作所	43,000	635	27,305,000	
6503	三菱電機	19,000	1,043	19,817,000	
6506	安川電機	8,000	1,208	9,664,000	
6645	オムロン	8,400	3,190	26,796,000	
6703	沖電気工業	103,000	180	18,540,000	
6727	ワコム	11,200	885	9,912,000	
6758	ソニー	7,800	2,000	15,600,000	
6770	アルプス電気	24,500	796	19,502,000	
6856	堀場製作所	5,900	3,370	19,883,000	
6869	シスメックス	5,000	5,860	29,300,000	
6981	村田製作所	2,900	7,300	21,170,000	

6997	日本ケミコン	55,000	456	25,080,000	
7751	キヤノン	4,200	3,145	13,209,000	
7203	トヨタ自動車	16,500	6,410	105,765,000	
7261	マツダ	73,000	431	31,463,000	
7267	本田技研工業	10,100	3,855	38,935,500	
7270	富士重工業	10,000	2,494	24,940,000	
7272	ヤマハ発動機	6,500	1,501	9,756,500	
7287	日本精機	8,000	1,519	12,152,000	
7733	オリンパス	5,800	2,829	16,408,200	
7747	朝日インテック	4,000	5,880	23,520,000	
7817	パラマウントベッドホールディングス	2,300	2,994	6,886,200	
7956	ビジョン	7,800	4,685	36,543,000	
9509	北海道電力	13,400	1,341	17,969,400	
9005	東京急行電鉄	19,000	678	12,882,000	
9020	東日本旅客鉄道	2,300	7,940	18,262,000	
9064	ヤマトホールディングス	11,300	2,257	25,504,100	
9432	日本電信電話	4,900	5,220	25,578,000	
9433	K D D I	6,500	5,220	33,930,000	
9719	S C S K	6,200	2,244	13,912,800	
9984	ソフトバンク	3,900	6,450	25,155,000	
3360	シップヘルスケアホールディングス	7,200	3,470	24,984,000	
8031	三井物産	17,300	1,414	24,462,200	
2670	エービーシー・マート	3,500	4,300	15,050,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	4,000	3,705	14,820,000	
8282	ケーズホールディングス	6,500	3,180	20,670,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	136,500	612	83,538,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	11,900	4,580	54,502,000	
8332	横浜銀行	20,000	554	11,080,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	160,700	211	33,907,700	
8604	野村ホールディングス	12,900	744	9,597,600	
8766	東京海上ホールディングス	14,200	3,195	45,369,000	
8591	オリックス	23,200	1,405	32,596,000	
8801	三井不動産	10,000	3,115	31,150,000	
8802	三菱地所	10,000	2,592	25,920,000	
8804	東京建物	39,000	854	33,306,000	
2371	カカクコム	12,200	3,725	45,445,000	
2413	エムスリー	78	261,200	20,373,600	
4343	イオンファンタジー	5,300	1,495	7,923,500	
4751	サイバーエージェント	49	211,900	10,383,100	
	合 計	1,709,227		1,942,873,000	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「世界債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,064,716	2,976,323
コール・ローン	9,364,611	1,899,720
国債証券	480,354,102	591,438,700
派生商品評価勘定	15,449	
未収入金	40,608,682	
未収利息	4,645,549	5,673,714
前払費用	1,790,801	1,953,514
流動資産合計	538,843,910	603,941,971
資産合計	538,843,910	603,941,971
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	107,813	
未払解約金	40,000,000	
流動負債合計	40,107,813	
負債合計	40,107,813	
純資産の部		
元本等		
元本	1 296,302,709	285,469,812
剰余金		
剰余金又は欠損金()	202,433,388	318,472,159
元本等合計	498,736,097	603,941,971
純資産合計	498,736,097	603,941,971
負債純資産合計	538,843,910	603,941,971

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 期首	平成23年8月16日	平成24年8月15日
期首元本額	319,805,595円	296,302,709円
期首からの追加設定元本額	36,739,658円	96,463,125円
期首からの一部解約元本額	60,242,544円	107,296,022円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	67,288,229円	56,192,731円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	43,322,155円	40,966,101円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	34,001,117円	34,654,900円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	22,462,791円	22,685,637円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	25,964,364円	23,739,072円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	25,983,945円	26,498,880円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	24,422,162円	25,411,195円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	6,858,167円	6,840,586円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	10,671,013円	11,334,781円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	6,641,111円	7,181,266円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	3,287,440円	3,944,305円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	10,994,433円	9,475,981円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	7,353,112円	8,259,090円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	7,052,670円	8,285,287円
（合計）	296,302,709円	285,469,812円
2 受益権の総数	296,302,709口	285,469,812口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6832円 （16,832円）	2.1156円 （21,156円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	（自平成23年8月16日 至平成24年8月14日）	（自平成24年8月15日 至平成25年8月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券関係に関する注記）
 売買目的有価証券

種 類	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,428,283	2,716,358
合計	1,428,283	2,716,358

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
 取引の時価等に関する事項
 通貨関連

区 分	種 類	[平成24年8月14日現在]			
		契 約 額 等(円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	17,449,912		17,434,463	15,449
	イギリスポンド	6,657,596		6,690,297	32,701
	ポーランドズロチ	2,843,798		2,854,310	10,512
	ユーロ	15,565,212		15,629,812	64,600
	合 計	42,516,518		42,608,882	92,364

[平成25年8月14日現在]
 該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

通 貨		券面総額	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
アメリカドル				
国債証券	1.875 T-NOTE 200630	214,000.00	210,965.54	
	2 T-NOTE 230215	110,000.00	103,872.65	
	2.75 T-BOND 420815	146,000.00	119,457.63	
	3.125 T-NOTE 170131	674,000.00	725,708.43	
	3.25 T-NOTE 160531	492,000.00	528,073.58	
	3.625 T-NOTE 210215	150,000.00	164,636.71	
	3.75 T-NOTE 181115	257,000.00	285,400.50	
	4 T-NOTE 150215	254,000.00	268,297.41	
	4.375 T-BOND 380215	130,000.00	145,579.68	
	国債証券 小 計	2,427,000.00	2,551,992.13 (250,860,826)	
	アメリカドル 小 計	2,427,000.00	2,551,992.13 (250,860,826)	
カナダドル				
国債証券	2.75 CAN GOVT 220601	72,000.00	73,190.16	
	3.75 CAN GOVT 190601	91,000.00	99,130.85	
	国債証券 小 計	163,000.00	172,321.01 (16,365,326)	
	カナダドル 小 計	163,000.00	172,321.01 (16,365,326)	
オーストラリアドル				

国債証券	5.25 AUST GOVT 190315	91,000.00	100,585.94	
	国債証券 小計	91,000.00	100,585.94 (8,987,353)	
オーストラリアドル 小計		91,000.00	100,585.94 (8,987,353)	
イギリスポンド				
国債証券	1.25 GILT 180722	28,000.00	27,641.60	
	2.75 GILT 150122	32,000.00	33,064.00	
	3.75 GILT 200907	39,000.00	43,327.05	
	4 GILT 160907	65,000.00	71,392.75	
	4.25 GILT 360307	55,000.00	61,446.00	
	4.25 GILT 551207	48,000.00	54,712.80	
	国債証券 小計	267,000.00	291,584.20 (44,271,229)	
イギリスポンド 小計		267,000.00	291,584.20 (44,271,229)	
スイスフラン				
国債証券	3 SWISS GOVT 190512	20,000.00	22,887.00	
	国債証券 小計	20,000.00	22,887.00 (2,411,145)	
スイスフラン 小計		20,000.00	22,887.00 (2,411,145)	
シンガポールドル				
国債証券	2.5 SINGAPORGV 190601	29,000.00	30,661.70	
	国債証券 小計	29,000.00	30,661.70 (2,378,428)	
シンガポールドル 小計		29,000.00	30,661.70 (2,378,428)	
マレーシアリングgit				
国債証券	3.314 MALAYSIA 171031	103,000.00	102,297.54	
	3.492 MALAYSIAGOV 200331	105,000.00	103,045.95	
	国債証券 小計	208,000.00	205,343.49 (6,174,678)	
マレーシアリングgit 小計		208,000.00	205,343.49 (6,174,678)	
スウェーデンクローネ				
国債証券	5 SWD GOVT 201201	210,000.00	252,615.30	
	国債証券 小計	210,000.00	252,615.30 (3,796,807)	
スウェーデンクローネ 小計		210,000.00	252,615.30 (3,796,807)	
ノルウェークローネ				
国債証券	4.25 NORWE GOVT 170519	90,000.00	97,362.00	
	国債証券 小計	90,000.00	97,362.00 (1,622,050)	
ノルウェークローネ 小計		90,000.00	97,362.00 (1,622,050)	
デンマーククローネ				
国債証券	7 DMK GOVT 241110	195,000.00	295,356.75	
	国債証券 小計	195,000.00	295,356.75 (5,159,882)	
デンマーククローネ 小計		195,000.00	295,356.75 (5,159,882)	
メキシコペソ				
国債証券	6.5 MEXICAN BONOS 210610	810,000.00	844,740.90	
	国債証券 小計	810,000.00	844,740.90 (6,521,399)	
メキシコペソ 小計		810,000.00	844,740.90 (6,521,399)	
ポーランドズロチ				
国債証券	5.25 POLAND 171025	305,000.00	325,953.50	
	国債証券 小計	305,000.00	325,953.50 (10,137,153)	
ポーランドズロチ 小計		305,000.00	325,953.50 (10,137,153)	
ユーロ				
国債証券	0.25 SCHATS 150313	160,000.00	160,160.00	
	2.25 BTAN 160225	57,000.00	59,533.65	
	2.25 BUND 210904	100,000.00	106,045.00	
	2.5 BTAN 150115	132,000.00	136,177.80	
	3.25 BEL GOVT 160928	306,000.00	329,546.70	

3.75 BEL GOVT 150928	93,000.00	99,523.95	
3.75 O.A.T 191025	125,000.00	141,856.25	
3.75 O.A.T 210425	106,000.00	120,294.10	
4 BUND 160704	10,000.00	11,045.50	
4 BUND 370104	34,000.00	42,457.50	
4 O.A.T 550425	19,000.00	21,080.50	
4.25 BEL GOVT 210928	100,000.00	115,005.00	
4.25 BEL GOVT 410328	110,000.00	123,744.50	
4.25 BUND 180704	123,000.00	143,288.85	
4.25 BUND 390704	44,000.00	57,895.20	
5.5 O.A.T 290425	90,000.00	118,489.50	
国債証券 小計	1,609,000.00	1,786,144.00 (232,752,424)	
ユーロ 小計	1,609,000.00	1,786,144.00 (232,752,424)	
合計		591,438,700 (591,438,700)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 9銘柄	100.00%	42.42%
カナダドル	国債証券 2銘柄	100.00%	2.77%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	100.00%	1.52%
イギリスポンド	国債証券 6銘柄	100.00%	7.49%
スイスフラン	国債証券 1銘柄	100.00%	0.41%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.40%
マレーシアリングgit	国債証券 2銘柄	100.00%	1.04%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.64%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.27%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.87%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	100.00%	1.10%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.00%	1.71%
ユーロ	国債証券 16銘柄	100.00%	39.35%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「世界株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,850,784	513,091
コール・ローン	45,518,989	25,780,407
株式	967,265,797	1,073,143,013
投資証券	1,996,807	1,797,686
派生商品評価勘定	85,913	
未収入金	4,911,653	
未収配当金	1,154,840	994,585
未収利息	103	44
流動資産合計	1,025,784,886	1,102,228,826
資産合計	1,025,784,886	1,102,228,826
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,491	
未払金	44,655,810	
流動負債合計	44,672,301	
負債合計	44,672,301	
純資産の部		
元本等		
元本	1,122,453,092	811,935,916
剰余金		
剰余金又は欠損金()	141,340,507	290,292,910
元本等合計	981,112,585	1,102,228,826
純資産合計	981,112,585	1,102,228,826
負債純資産合計	1,025,784,886	1,102,228,826

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式および投資証券は移動平均法、株式および投資証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場(外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 期首	平成23年8月16日	平成24年8月15日
期首元本額	1,164,149,326円	1,122,453,092円
期首からの追加設定元本額	304,724,460円	88,293,117円
期首からの一部解約元本額	346,420,694円	398,810,293円
元本の内訳*		
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	160,899,806円	95,871,646円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	145,299,793円	101,153,439円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	148,091,737円	112,139,487円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	228,764,856円	175,500,647円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	65,659,752円	40,586,356円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	84,385,717円	57,639,656円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	98,926,688円	76,737,364円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	16,325,097円	11,597,533円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	34,406,839円	27,867,450円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	28,510,991円	23,210,426円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	33,645,589円	30,386,977円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	25,613,644円	16,211,990円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	22,955,205円	17,962,708円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	28,967,378円	25,070,237円
（合計）	1,122,453,092円	811,935,916円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	141,340,507円	
3 受益権の総数	1,122,453,092口	811,935,916口
4 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8741円 （8,741円）	1.3575円 （13,575円）

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	（自平成23年8月16日 至平成24年8月14日）	（自平成24年8月15日 至平成25年8月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式および投資証券を実質的な主要投資対象としております。株式および投資証券の投資に係る価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。	同 左 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成24年8月14日現在]	[平成25年8月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	3,843,167	1,246,730
投資証券	83,200	19,192
合計	3,759,967	1,227,538

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	[平成24年8月14日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	24,924,920		24,969,491	44,571
	オーストラリアドル	2,175,402		2,172,507	2,895
	イギリスポンド	3,274,810		3,284,152	9,342
	スイスフラン	1,331,325		1,339,135	7,810
	シンガポールドル	718,796		720,168	1,372
	スウェーデンクローネ	2,534,390		2,520,794	13,596
	デンマーククローネ	638,866		642,325	3,459
	ユーロ	3,326,294		3,345,653	19,359
	合 計	38,924,803		38,994,225	69,422

[平成25年8月14日現在]

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通 貨	銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
アメリカドル	APACHE CORP	770	82.510000	63,532.70	
	APPLE INC	479	489.570000	234,504.03	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,705	72.990000	124,447.95	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,605	117.280000	188,234.40	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,534	71.630000	109,880.42	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,320	56.440000	74,500.80	
	CARMAX INC	2,390	49.740000	118,878.60	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	2,035	61.080000	124,297.80	
	DONALDSON CO INC	3,430	37.190000	127,561.70	
	EBAY INC	2,005	54.120000	108,510.60	
	ECOLAB INC	1,040	93.150000	96,876.00	

EOG RESOURCES INC	1,070	158.240000	169,316.80	
EXXON MOBIL CORP	1,895	89.400000	169,413.00	
FASTENAL CO	3,100	46.930000	145,483.00	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	4,365	44.450000	194,024.25	
GENOMIC HEALTH INC	900	32.930000	29,637.00	
GOOGLE INC-CL A	215	881.250000	189,468.75	
HARLEY-DAVIDSON INC	3,685	58.860000	216,899.10	
HOME DEPOT INC	1,440	79.440000	114,393.60	
JOHNSON & JOHNSON	1,075	93.010000	99,985.75	
JOHNSON CONTROLS INC	1,970	41.480000	81,715.60	
LINCOLN ELECTRIC HOLDINGS	570	62.700000	35,739.00	
LINEAR TECHNOLOGY CORP	1,390	40.330000	56,058.70	
M & T BANK CORP	1,730	117.380000	203,067.40	
MARKEL CORP	420	520.500000	218,610.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,195	98.340000	117,516.30	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	300	230.390000	69,117.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,165	40.880000	47,625.20	
MICROSOFT CORP	4,560	32.230000	146,968.80	
MOHAWK INDUSTRIES INC	535	127.430000	68,175.05	
MONSANTO CO	510	97.100000	49,521.00	
MOODY'S CORP	1,275	69.000000	87,975.00	
NORDSON CORP	1,320	73.760000	97,363.20	
OMNICOM GROUP	2,360	62.260000	146,933.60	
ORACLE CORP	5,870	33.250000	195,177.50	
PEPSICO INC	1,635	83.390000	136,342.65	
PFIZER INC	6,413	29.270000	187,708.51	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,945	88.330000	171,801.85	
PRAXAIR INC	940	120.270000	113,053.80	
PROGRESSIVE CORP	6,350	25.740000	163,449.00	
RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	1,200	51.660000	61,992.00	
SCHLUMBERGER LTD	1,620	82.220000	133,196.40	
SEATTLE GENETICS INC	1,110	41.750000	46,342.50	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	570	175.790000	100,200.30	
TIFFANY & CO	1,360	82.280000	111,900.80	
TJX COMPANIES INC	2,340	52.680000	123,271.20	
TRIPADVISOR INC	3,440	80.960000	278,502.40	
ULTRA PETROLEUM CORP	3,395	21.500000	72,992.50	
US BANCORP	4,520	37.110000	167,737.20	
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	1,350	73.850000	99,697.50	
WAL-MART STORES INC	2,320	76.860000	178,315.20	
WATERS CORP	1,455	103.530000	150,636.15	
WATSCO INC	740	92.630000	68,546.20	
WELLPOINT INC	2,030	86.990000	176,589.70	
XILINX INC	2,400	45.470000	109,128.00	
アメリカドル 小計	108,361		6,972,813.46 (685,427,563)	
オーストラリアドル				
ANSELL LTD	1,780	18.560000	33,036.80	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	9,490	4.300000	40,807.00	
AUST AND NZ BANKING GROUP	2,945	29.870000	87,967.15	
BHP BILLITON LTD	3,339	36.960000	123,409.44	
BRAMBLES LTD	6,770	9.100000	61,607.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,045	74.550000	77,904.75	
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	3,030	9.940000	30,118.20	
RIO TINTO LTD	615	62.620000	38,511.30	
SEEK LTD	4,160	9.460000	39,353.60	
WOODSIDE PETROLEUM LTD	815	38.660000	31,507.90	
WOOLWORTHS LTD	2,260	33.300000	75,258.00	
オーストラリアドル 小計	36,249		639,481.14 (57,137,639)	
イギリスポンド				
ABCAM PLC	6,980	4.730000	33,015.40	
AMEC PLC	1,790	10.900000	19,511.00	
AMLIN PLC	6,090	3.962000	24,128.58	
BG GROUP PLC	3,175	12.190000	38,703.25	
BHP BILLITON PLC	1,090	19.900000	21,691.00	
BURBERRY GROUP PLC	1,850	15.740000	29,119.00	

COCA-COLA HBC AG-CDI	1,900	18.440000	35,036.00	
EXPERIAN PLC	2,480	12.150000	30,132.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	3,110	10.350000	32,188.50	
IMAGINATION TECH GROUP PLC	6,000	2.485000	14,910.00	
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	1,530	21.280000	32,558.40	
INTERTEK GROUP PLC	1,020	32.150000	32,793.00	
JOHNSON MATTHEY PLC	1,141	28.150000	32,119.15	
MICHAEL PAGE INTERNATIONAL	4,060	4.502000	18,278.12	
PETROFAC LTD	1,400	12.920000	18,088.00	
PRUDENTIAL PLC	2,540	12.150000	30,861.00	
RENISHAW PLC	1,150	16.980000	19,527.00	
RIO TINTO PLC	580	32.630000	18,925.40	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	934	29.320000	27,384.88	
ST JAMES'S PLACE PLC	6,740	6.245000	42,091.30	
STANDARD CHARTERED PLC	1,600	16.110000	25,776.00	
ULTRA ELECTRONICS HLDGS PLC	610	19.640000	11,980.40	
VODAFONE GROUP PLC	16,470	1.977000	32,561.19	
WEIR GROUP PLC/THE	600	22.480000	13,488.00	
イギリスポンド 小計	74,840		634,866.57 (96,391,791)	
スイスフラン				
GEBERIT AG-REG	208	236.300000	49,150.40	
NESTLE SA-REG	2,135	62.650000	133,757.75	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	425	240.500000	102,212.50	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	430	136.000000	58,480.00	
スイスフラン 小計	3,198		343,600.65 (36,198,328)	
香港ドル				
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	16,500	25.100000	414,150.00	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	17,000	26.150000	444,550.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	1,800	126.300000	227,340.00	
LI & FUNG LTD	18,800	10.540000	198,152.00	
香港ドル 小計	54,100		1,284,192.00 (16,270,712)	
シンガポールドル				
KEPPEL CORP LTD	4,600	10.590000	48,714.00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD	3,000	21.790000	65,370.00	
シンガポールドル 小計	7,600		114,084.00 (8,849,495)	
スウェーデンクローネ				
ALFA LAVAL AB	2,980	149.400000	445,212.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	5,890	178.200000	1,049,598.00	
HEXPOL AB	1,115	468.000000	521,820.00	
INVESTOR AB-B SHS	5,310	197.500000	1,048,725.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	4,210	304.000000	1,279,840.00	
スウェーデンクローネ 小計	19,505		4,345,195.00 (65,308,280)	
デンマーククローネ				
CARLSBERG AS-B	605	582.500000	352,412.50	
JYSKE BANK-REG	1,704	266.700000	454,456.80	
デンマーククローネ 小計	2,309		806,869.30 (14,096,006)	
ユーロ				
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,740	25.205000	43,856.70	
CELESIO AG	2,585	16.480000	42,600.80	
COLRUYT SA	1,250	42.650000	53,312.50	
CORPORACION FINANCIERA ALBA	1,350	38.170000	51,529.50	
DEUTSCHE BOERSE AG	765	53.930000	41,256.45	
DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	11,300	6.293000	71,110.90	
ESSILOR INTERNATIONAL	370	87.850000	32,504.50	
EXOR SPA	2,240	26.560000	59,494.40	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,380	61.310000	84,607.80	
KONECRANES OYJ	1,870	23.600000	44,132.00	
L'OREAL	415	128.600000	53,369.00	
TITAN CEMENT CO. S.A.	2,750	15.060000	41,415.00	
TOTAL SA	2,412	40.650000	98,047.80	
ユーロ 小計	30,427		717,237.35 (93,463,199)	

合計	336,589		1,073,143,013 (1,073,143,013)	
----	---------	--	----------------------------------	--

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨		口数	評価額	備考
種類	銘柄			
オーストラリアドル				
投資証券	WESTFIELD GROUP	1,790.00	20,119.60	
	投資証券 小計	1,790.00	(1,797,686)	
オーストラリアドル 小計		1,790.00	20,119.60	(1,797,686)
合計			1,797,686	(1,797,686)

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 55銘柄	100.00%		63.76%
オーストラリアドル	株式 11銘柄	96.95%		5.32%
	投資証券 1銘柄		3.05%	0.17%
イギリスポンド	株式 24銘柄	100.00%		8.97%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.00%		3.37%
香港ドル	株式 4銘柄	100.00%		1.51%
シンガポールドル	株式 2銘柄	100.00%		0.82%
スウェーデンクローネ	株式 5銘柄	100.00%		6.08%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	100.00%		1.31%
ユーロ	株式 13銘柄	100.00%		8.69%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「短期資産マザーファンド」の状況
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年8月30日現在

(単位：円)

資産総額	224,612,342
負債総額	1,269,604
純資産総額(-)	223,342,738
発行済口数	188,040,978 口
1口当たり純資産価額(/)	1.1877 (1万口当たり 11,877)

<参考>

「国内債券マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成25年8月30日現在

(単位：円)

資産総額	2,573,353,172
負債総額	
純資産総額(-)	2,573,353,172
発行済口数	2,014,846,439 口
1口当たり純資産価額(/)	1.2772 (1万口当たり 12,772)

<参考>

「国内株式マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成25年8月30日現在

(単位：円)

資産総額	1,885,044,840
負債総額	49,417,961
純資産総額(-)	1,835,626,879
発行済口数	2,982,130,071 口
1口当たり純資産価額(/)	0.6155 (1万口当たり 6,155)

<参考>

「世界債券マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成25年8月30日現在

(単位：円)

資産総額	603,705,468
負債総額	
純資産総額(-)	603,705,468
発行済口数	286,525,508 口
1口当たり純資産価額(/)	2.1070 (1万口当たり 21,070)

<参考>

「世界株式マザーファンド」の現況

純資産額計算書

平成25年8月30日現在

(単位：円)

資産総額	1,040,538,378
負債総額	14,487,789
純資産総額(-)	1,026,050,589
発行済口数	776,121,522 口
1口当たり純資産価額(/)	1.3220 (1万口当たり 13,220)

<参考>

「短期資産マザーファンド」の現況

当ファンドは、当該マザーファンドへの投資を行っていないため記載を省略しております。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成25年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年8月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成25年8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	426	6,185,902
追加型公社債投資信託	18	670,531
単位型株式投資信託	8	150,301
単位型公社債投資信託	4	130,347
合計	456	7,137,082

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)		第28期 (平成25年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	14,298,590	2	22,261,065
有価証券	2	8,000,000	2	8,000,000
前払費用		154,925		159,117
未収入金		13,813		5,504
未収委託者報酬		3,977,324		4,489,181
未収収益	2	42,563	2	47,936
繰延税金資産		339,052		402,791
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		27,621		39,167
流動資産合計		26,883,891		35,434,764
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	281,399	1	270,058
器具備品	1	177,757	1	171,754
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,664,188		1,646,844
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		881,368		857,424
ソフトウェア仮勘定		402,721		430,432
その他		24		
無形固定資産合計		1,299,937		1,303,679
投資その他の資産				
投資有価証券		14,456,313		15,689,317
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	2	8,500,000	2	3,500,000
長期差入保証金	2	837,456	2	825,804
繰延税金資産		139,650		
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		24,268,591		20,350,294
固定資産合計		27,232,718		23,300,818
資産合計		54,116,609		58,735,583

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	79,079	75,221
未払金		
未払収益分配金	185,817	33,936
未払償還金	1,159,445	1,004,879
未払手数料	2 1,557,726	2 1,761,746
その他未払金	50,899	84,763
未払費用	2 1,174,572	2 1,333,574
未払消費税等	63,602	128,077
未払法人税等	1,532,874	1,686,070
賞与引当金	520,000	594,000
その他	278,521	348,389
流動負債合計	6,602,539	7,050,661
固定負債		
退職給付引当金	119,902	119,776
役員退職慰労引当金	49,735	65,103
時効後支払損引当金	195,228	201,877
繰延税金負債		251,776
固定負債合計	364,866	638,533
負債合計	6,967,405	7,689,194
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計	44,203,921	47,026,806
株主資本合計	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券	723,054	1,797,355
評価差額金		
評価・換算差額等合計	723,054	1,797,355
純資産合計	47,149,203	51,046,388
負債純資産合計	54,116,609	58,735,583

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		47,476,170		48,411,166
投資顧問料		15,335		13,601
その他営業収益		153,305		138,788
営業収益合計		47,644,812		48,563,556
営業費用				
支払手数料	2	19,292,904	2	19,724,426
広告宣伝費		516,886		543,508
公告費		7,961		1,748
調査費				
調査費		909,999		942,478
委託調査費		9,975,300		10,699,987
事務委託費		306,137		242,537
営業雑経費				
通信費		90,066		89,308
印刷費		400,552		443,177
協会費		40,636		39,963
諸会費		7,593		7,621
事務機器関連費		958,507		971,457
その他営業雑経費		16,396		8,989
営業費用合計		32,522,943		33,715,204
一般管理費				
給料				
役員報酬		202,812		198,915
給料・手当		3,623,556		3,740,875
賞与引当金繰入		520,000		594,000
福利厚生費		520,897		593,073
交際費		26,743		23,259
旅費交通費		153,892		139,968
租税公課		102,255		115,450
不動産賃借料		698,539		699,860
退職給付費用		142,883		162,650
役員退職慰労引当金繰入		22,805		19,007
固定資産減価償却費		481,601		442,844
諸経費		247,162		270,874
一般管理費合計		6,743,148		7,000,782
営業利益		8,378,719		7,847,569

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		153,215		213,088
有価証券利息	2	8,160	2	6,698
受取利息	2	25,661	2	25,684
投資有価証券償還益		1,876		6,072
収益分配金等時効完成分		318,285		412,323
その他		7,856		1,935
営業外収益合計		515,056		665,802
営業外費用				
投資有価証券償還損				8,689
時効後支払損引当金繰入		15,288		16,881
事務過誤費		7,845		186
その他		82		45
営業外費用合計		23,216		25,802
経常利益		8,870,559		8,487,569
特別利益				
投資有価証券売却益		150,103		334,775
特別利益合計		150,103		334,775
特別損失				
投資有価証券売却損		153,276		32,155
関係会社株式売却損		13,563		
投資有価証券評価損		1,925		
固定資産除却損	1	17,034	1	253
その他		412		
特別損失合計		186,212		32,409
税引前当期純利益		8,834,449		8,789,934
法人税、住民税及び事業税		3,510,046		3,441,310
法人税等調整額		175,067		55,499
法人税等合計		3,685,113		3,385,811
当期純利益		5,149,336		5,404,123

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	34,903,313	36,863,331
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計		
当期首残高	42,243,903	44,203,921
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	44,203,921	47,026,806
株主資本合計		
当期首残高	44,466,131	46,426,148
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	46,426,148	49,249,032
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	391,537	723,054

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
評価・換算差額等合計		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
純資産合計		
当期首残高	44,857,668	47,149,203
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	2,291,534	3,897,185
当期末残高	47,149,203	51,046,388

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
建物	208,976千円	233,990千円
器具備品	294,294千円	351,481千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
預金	11,773,728千円	19,410,015千円
有価証券	8,000,000千円	8,000,000千円
未収収益	42,563千円	40,120千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	8,500,000千円	3,500,000千円
長期差入保証金	828,908千円	816,823千円
未払手数料	851,491千円	927,107千円
未払費用	135,926千円	148,712千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
器具備品	1,144千円	253千円
ソフトウェア	15,890千円	-
計	17,034千円	253千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払手数料	10,760,427千円	10,230,968千円
有価証券利息	6,532千円	5,170千円
受取利息	25,661千円	25,684千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,189,318千円
1株当たり配当額	25,700円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

第27期(平成24年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	14,298,590	14,298,590	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	-
(4) 長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5) 投資有価証券	14,417,413	14,417,413	-
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1) 未払手数料	1,557,726	1,557,726	-
(2) 未払法人税等	1,532,874	1,532,874	-
負債計	3,090,600	3,090,600	-

第28期(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	-
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	-
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	-
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	-
負債計	3,447,816	3,447,816	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	-	-	-
未収委託者報酬	3,977,324	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	-	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	-	8,500,000	-	-
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

第28期(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	-	-	-
未収委託者報酬	4,489,181	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	-	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	-	3,500,000	-	-
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第27期（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,325,285	3,446,474	121,188
	小計	3,325,285	3,446,474	121,188
合計		14,417,413	13,440,240	977,173

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,025,331	3,033,767	8,436
	小計	3,025,331	3,033,767	8,436
合計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

3. 売却したその他有価証券

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	158,639	-	64,792
債券	-	-	-
その他	3,036,630	150,103	88,484
合計	3,195,269	150,103	153,276

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	7,033,368	334,775	32,155
合計	7,033,368	334,775	32,155

（デリバティブ取引関係）
重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。
なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(1)退職給付債務	475,564	382,988
(2)年金資産	198,994	143,462
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	276,569	239,525
(4)未認識数理計算上の差異	156,666	119,749
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	119,902	119,776
(6)退職給付引当金	119,902	119,776

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1)勤務費用	27,806	26,748
(2)利息費用	8,420	7,087
(3)期待運用収益	4,635	2,984
(4)数理計算上の差異の費用処理額	13,599	27,653
(5)退職給付費用	45,191	58,504
(6)その他	97,692	104,146
(7)合計	142,883	162,650

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（1）退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

（2）割引率

第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

（3）期待運用収益率

第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

（4）数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		

		有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
減損損失	557,868 千円	542,460 千円
投資有価証券評価損	362,665	226,404
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	109,608	140,336
賞与引当金	197,652	225,779
役員退職慰労引当金	17,725	23,202
退職給付引当金	42,783	45,495
減価償却超過額	19,890	10,083
委託者報酬	99,265	124,166
長期差入保証金	21,895	26,203
時効後支払損引当金	69,579	71,948
その他	39,304	48,666
繰延税金資産 小計	1,546,744	1,493,253
評価性引当額	813,923	704,932
繰延税金資産 合計	732,821	788,320
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	254,118	637,305
繰延税金負債 合計	254,118	637,305
繰延税金資産の純額	478,702	151,015

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,404,897 千円	未払手数料	285,119 千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	667,780 千円	長期差入保証金	812,027 千円
							投資の助言	投資助言料	168,292 千円	未払費用	81,330 千円
							株式の売却		98,112 千円		
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,371,303 千円	未払手数料	566,371 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	36,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	6,532 千円	未収収益	544 千円
								マルチコーラブル預金の預入	7,000,000 千円	現金及び預金	5,500,000 千円
								マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,415 千円	未収収益	2,886 千円
								長期性預金	8,500,000 千円		

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円
						事務所の賃借	事務所賃借 料	671,086 千円	長期差入保 証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要 株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
							譲渡性預金 に係る受取 利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
							マルチコーラ ブル預金の預 入	5,500,000 千円	現金及び 預金	10,500,000 千円
							マルチコーラ ブル預金に係 る受取利息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円
								長期性預金	3,500,000 千円	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,914,481 千円	未払手数料	285,874 千円

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	379,935.23円	411,339.33円
1株当たり当期純利益金額	41,494.11円	43,547.22円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	5,149,336	5,404,123
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	5,149,336	5,404,123
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

平成25年6月21日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・公告方法の変更(日本経済新聞に掲載する方法から電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法による)に変更)

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社鹿児島銀行	18,130 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年8月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・当ファンドの受益権の価額は、株式・公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年9月25日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 涉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）の平成24年8月15日から平成25年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）の平成25年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。